

平成 30 年度毒物劇物取扱者試験実施要領

1 受験資格

制限は設けない。

なお、次に掲げる者は毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）に基づく毒物劇物取扱責任者となることができない。

ア 18 歳未満の者

イ 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

ウ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

エ 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過していない者

2 試験

(1) 種 別

ア 一般（全ての毒物劇物）

・製造（輸入）業、一般販売業、業務上取扱者において取扱責任者となることができる。

イ 農業用品目（農業用品目に該当する毒物劇物）

・農業用品目のみ取り扱う輸入業、農業用品目販売業において取扱責任者となることができる。

ウ 特定品目（特定品目に該当する劇物）

・特定品目のみ取り扱う輸入業、特定品目販売業において取扱責任者となることができる。

(2) 試験科目

ア 筆記試験

（ア）毒物及び劇物に関する法規

（イ）基礎化学

（ウ）毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

イ 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法

(3) 日時及び場所

ア 日時

平成 30 年 8 月 7 日（火）10 時 00 分から 12 時 00 分まで

※試験開始後、30 分以上遅刻した場合は受験を認めない。

イ 場所

福岡県福岡市博多区石城町 2-1 福岡国際会議場

3 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願 （本籍の欄は都道府県名のみ記入すること）

イ 写真台帳 写真（申込前 6 月以内に撮影した正面向き、上半身、無帽、名刺型 4cm×3cm で、裏面に氏名及び生年月日を記入したもの）を、写真貼付欄にのりづけすること。

(2) 試験手数料

10,500 円（福岡県領収証紙により納付（領収証紙納付書に貼付）のこと）

※試験手数料は、申込受付後、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合も返還しない。

(3) 提出先及び提出方法

ア 福岡県内に居住又は勤務する者

住所地又は勤務地を管轄する県保健福祉（環境）事務所又は市保健所（北九州市、福岡市（保健福祉センター）、大牟田市及び久留米市。以下同じ）に持参する。なお、郵送では受付けない。

イ ア以外の者

福岡県保健医療介護部薬務課に持参又は郵送する。（郵送で提出する場合は必ず書留にすること）

4 受付期間

平成 30 年 6 月 13 日（水）から 6 月 22 日（金）まで（土・日を除く）

郵送の場合は当日消印有効

※申込み受付後の変更は認めないので、記入ミスのないよう十分確認した上で提出すること。

5 合格発表

- (1) 平成 30 年 9 月 7 日（金）9 時、合格者の受験番号を福岡県保健医療介護部薬務課、県保健福祉（環境）事務所及び市保健所に掲示すると共に福岡県ホームページに掲載する。
- (2) 試験合格者には合格証を交付する。
合格証は、願書の提出を受け付けた県保健福祉（環境）事務所及び市保健所にて交付する。
なお、薬務課にて願書の受け付けを行った者に対しては合格証を郵送する。